

第74回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令および定款に基づく)

書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

【事業報告】

- 新株予約権等に関する事項
- 会計監査人の状況
- 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- 会社の支配に関する基本方針

【連結計算書類】

- 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表

【計算書類】

- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

第74期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

株式会社 タカラトミー

上記事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

1 新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(2025年3月31日現在)

発行決議日	1個当たりの 発行価額	1株当たりの 行使価額	権利行使期間	新株予約権の 行使の条件	役員の保有状況	目的となる株式の 種類及び数
2015年9月15日 (株式報酬型ストック・オプション)	55,300円 (注) 1.	1円	2015年10月2日 ~2045年10月1日	(注) 2.	取締役(社外取締役を除く) 1名 53個	当社普通株式 5,300株
2016年8月9日 (株式報酬型ストック・オプション)	101,400円 (注) 1.	1円	2016年10月4日 ~2046年10月3日	(注) 2.	取締役(社外取締役を除く) 1名 37個	当社普通株式 3,700株
2017年8月8日 (株式報酬型ストック・オプション)	153,000円 (注) 1.	1円	2017年10月3日 ~2047年10月2日	(注) 2.	取締役(社外取締役を除く) 1名 24個	当社普通株式 2,400株
2018年8月7日 (株式報酬型ストック・オプション)	111,700円 (注) 1.	1円	2018年10月2日 ~2048年10月1日	(注) 2.	取締役(社外取締役を除く) 1名 120個	当社普通株式 12,000株
2019年8月6日 (株式報酬型ストック・オプション)	122,700円 (注) 1.	1円	2019年10月2日 ~2049年10月1日	(注) 2.	取締役(社外取締役を除く) 1名 76個	当社普通株式 7,600株

- (注) 1. 権利付与対象者が当社に対して有する新株予約権の払込金額の総額に相当する金額の報酬債権と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺されます。
2. (1)権利付与対象者は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができます。
- (2)上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しません。
- (3)権利付与対象者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができません。
- (4)その他、新株予約権の行使の条件は、当社と権利付与対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

2 会計監査人の状況

- (1) 名称 有限責任 あずさ監査法人
(2) 報酬等の額

	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
提出会社	124百万円	—
連結子会社	—	—

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会では会計監査人の監査計画の内容、監査計画の職務遂行状況および報酬見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、TOMY Holdings, Inc.、TOMY International, Inc.、TOMY (Hong Kong) Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

3 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

【業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要】

業務の適正を確保するための体制 (内部統制システム) の基本方針 (会社法第362条第4項第6号)	当社は、株主およびお客様などのステークホルダーの信頼に応え、持続的企業価値向上と透明性の高い健全な経営を実現することを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、コーポレートガバナンスの充実と内部統制システムの継続的改善に努めています。
1. 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制 (会社法施行規則第100条第1項第4号)	①「ONE TOMY'S Promise」を制定し、全役職員が法令遵守はもとより、誠実かつ公正な企業行動を通じて社会的な責任を果たしていくことを明確にするとともに、全役職員に周知徹底させています。 ②コンプライアンス体制およびリスク管理体制の充実、徹底を図るため、代表取締役を委員長とし社外取締役・監査役などで構成される「リスク/コンプライアンス委員会」を設置して、リスク/コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を取締役会に報告する体制を採っています。 ③代表取締役の直轄組織である内部統制担当部門および内部監査担当部門が、当社およびグループのコンプライアンスの状況を監査し、随時、代表取締役および監査役会に報告しています。 ④社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当要求等には毅然とした態度で組織的に対応します。 ⑤取締役会は、当社株式の大規模買付行為等の有事に際し、独立役員として届け出た社外取締役によって構成される「特別委員会」を設置し、同委員会が行う買付内容の評価・検討、買付者に対する対抗措置発動の要否等を含む勧告を最大限尊重して、対応方針を決定するものとしています。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制 (会社法施行規則第100条第1項第1号)	①取締役の職務執行に係る情報については、社内規程に従い、文書または電磁的媒体に記録し、保存しています。 ②情報の管理に関しては、「情報セキュリティ基本規程」を定め、個人情報を含む情報資産を確実に保護するための対策を講じています。 ③ディスクロージャー体制の強化により、迅速な情報開示と経営の透明性の更なる追求を図っています。

<p>3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 (会社法施行規則第100条第1項第2号)</p>	<p>①「リスク/コンプライアンス委員会」および「内部統制・監査部」により、内部統制と一体化した全社的なリスク管理体制を構築しています。 ②不測の事態が発生した場合には、速やかに「危機管理対策本部」を設置し、迅速かつ適正な対応を行い、損失・被害を最小限に止めるとともに、再発防止対策を講じるものとします。 ③製品の安全性に関しては、「安全品質統括部」を中心に、安心できる優良な商品を提供するプロセスの強化に取り組んでいます。 ④サステナビリティに関連する社会課題および企業倫理に関しては、「サステナビリティ推進室」を中心に対応しています。</p>
<p>4. 取締役の職務の執行が効率的に行われるることを確保するための体制 (会社法施行規則第100条第1項第3号)</p>	<p>①毎月1回の定例「取締役会」および、適宜「臨時取締役会」を開催し、グループ全体の基本方針・戦略の策定、重要業務の執行に関する決定および業務執行の監督等を行っています。 ②グループの業務運営管理を円滑かつ効率的に行うため「常務会」を設置して、原則、月1回以上開催し、経営の全般的執行に関する意思決定を機動的に行っています。「常務会」の決定事項は、「取締役会」に必要に応じて報告されています。 ③取締役会の諮問機関として、社外取締役および社外監査役などで構成される「取締役指名委員会」および「報酬委員会」を設置して、各取締役の評価・選任及び報酬額等の内容に係る方針につき提言・助言を求めています。 ④社外取締役および社外監査役などで構成される、代表取締役の諮問機関としての「アドバイザリーコミッティ」および、最高財務責任者の諮問機関としての「フィナンシャルアドバイザリーコミッティ」を設置して、当社およびグループの業務執行の有効性、財務の信頼性等に関する幅広い助言を求めています。 ⑤代表取締役の諮問機関として、常勤取締役で構成される「執行役員評価委員会」を設置して、当社執行役員の評価等に関する幅広い助言を求めています。 ⑥「執行役員制」導入による権限委譲等により、取締役会の方針・戦略・監督のもと、各グループおよび各担当部門における業務執行の迅速化・効率化を図っています。 ⑦中長期の経営目標および基本戦略を明確化するとともに、各年度の利益計画に基づき、目標達成のための具体的な諸施策を実行しています。</p>

<p>5．企業集団における業務の適正を確保するための体制 (会社法施行規則第100条第1項第5号)</p>	<p>①主要なグループの非常勤取締役または非常勤監査役に、原則として当社役員または使用人が1名以上就任し、各社の業務執行の適正性を監視・監督しつつ、グループ全体でのリスク管理及びコンプライアンス体制強化を図っています。 ②グループ管理体制については、グループ管理の担当部署を置き、社内規程に基づき、各グループの特性、状況に応じて必要な管理・指導を行っています。 ③コンプライアンス・リスク管理・情報管理等に関しては、グループ共通の関連諸規程を整備するとともに、「リスク/コンプライアンス委員会」および内部統制担当部門が中心となって、グループ全体のコンプライアンス意識の醸成、全社的視点からのリスクマネジメント体制の確立を図っています。 ④各グループは、毎月1回定例で開催される「グループ月次報告会」にて利益計画の進捗等の報告を行っています。</p>
<p>6．財務報告の信頼性を確保するための体制</p>	<p>①財務報告に係る信頼性を確保するため、関連諸規程の整備や金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適正な提出のために必要な内部統制システムを構築しています。 ②内部統制システムが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法および関係法令等との適合性を確保しています。</p>
<p>7．監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項 (会社法施行規則第100条第3項)</p>	<p>①監査役会が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用者を置くものとしています。 ②監査役会の職務を補助する使用人の任命・異動等人事に関する事項については、事前に監査役の同意を得た上で行うものとし、監査役の指揮命令のもと業務を行い、当該使用人の取締役からの独立性を確保します。</p>
<p>8．取締役・使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制 (会社法施行規則第100条第3項)</p>	<p>①当社およびグループの取締役および使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生するおそれがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、速やかに監査役会に報告するものとします。 ②監査役は、定期重要会議への出席または不定期の会議等において、経営の状態、事業遂行の状況、財務の状況、内部監査の実施状況、リスク管理およびコンプライアンスの状況等の報告を受けるものとしています。</p>

<p>9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない事を確保するための体制 (会社法施行規則第100条第3項)</p>	<p>①監査役への報告を行った当社およびグループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社およびグループの役職員に対して周知徹底しています。</p>
<p>10. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項 (会社法施行規則第100条第3項)</p>	<p>①監査役の職務の執行について生ずる費用等については、事業年度ごとに一定額の予算を設けています。 また、監査役は、職務の執行に必要な費用を、会社に請求することができ、会社は当該請求に基づき支払いを行っています。 また、監査役は、必要に応じて、会計監査人・弁護士に相談をすることができ、その費用は会社が負担するものとします。</p>
<p>11. その他監査役の監査が実効的に行われるることを確保するための体制 (会社法施行規則第100条第3項)</p>	<p>①監査役は、重要な意思決定および業務の執行状況を把握するために、取締役会など重要な会議に出席するとともに、議事録、稟議書その他重要な業務執行に関する文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができる体制を探っています。 ②監査役会および監査役は、会計監査人、内部統制・監査部ならびにグループの監査部門と監査上の重要課題等について意見・情報交換をし、互いに連携してグループ内部統制状況を監視しています。</p>

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】	
1. コンプライアンス体制	<p>①「ONE TOMY's Promise」を制定し、タカラトミーグループ役職員への周知徹底のために携帯用カードを配布しています。「ONE TOMY's Promise」および「C O B C (Code of Business Conduct)」の理解を目的として、タカラトミーグループ役職員に対してeラーニングを実施しています。本研修を受講し、本行動基準およびC O B Cへの遵守の宣誓を行った後に、受講者に対して修了証を授与しています。</p> <p>また、毎年、全役職員が、コンプライアンス遵守の重要性を再認識するために、「コンプライアンスを考える日」を開催しています。さらに、コンプライアンスの更なる意識向上と遵守徹底のため、当社およびグループよりコンプライアンスリーダーを選出し、コンプライアンス啓蒙のための活動を行う、「コンプライアンスリーダー制度」を導入しています。</p> <p>その他に、コンプライアンス意識の醸成および知識の向上を目的として次のような研修を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> a.コンプライアンスリーダー向けに、弁護士や公認会計士等の専門家を講師に迎え「コンプライアンスリーダー研修」を実施 b.国内全役職員向けにコンプライアンスに関するメールマガジンを配信し、他社での違反事例や話題となった事例を提供
2. 情報の保存および管理体制	①取締役の職務執行について、株主総会および取締役会の議事録に記録し、法令および社内規程に基づき管理・保存をしています。
3. リスクマネジメント体制	<p>①リスク管理については、社会の変化および法令の改正に併せて必要に応じて規程および方針を変更および制定しています。また、事業を継続させるために、大災害・セキュリティインシデント等の不測の事態に備え定期的に防災・対応訓練を実施しています。</p> <p>②製品の安全性に関して、安全品質統括部により商品の法規制、業界で定めたS T（セーフティトイ）基準だけでなく、当社基準に基づき、企画から出荷のあらゆる工程において、厳格に審査を実施し、より安心な商品が提供できる体制を構築しています。</p> <p>また、毎年、「安全の日」を開催し、商品の安全性の再認識と意識向上を図っています。</p> <p>③内部通報規程に基づき、当社、グループ会社の内部通報窓口および弁護士事務所による外部窓口を設置するとともに多言語に対応したWEB窓口を設置しています。</p> <p>また、毎年、全従業員に内部通報制度とその運用実績の概要を周知して、制度の徹底を図っています。</p>

4. 効率的な職務執行体制	<p>①取締役会は、「取締役会規程」に基づき原則毎月開催しているほか、適宜臨時にて開催しています。また、取締役会および代表取締役の諮問機関である各種委員会についても定期的に開催し、その結果を取締役会、もしくは代表取締役に隨時報告しています。</p> <p>また、取締役会全体の実効性評価について、取締役会の構成メンバーにより年1回以上の自己評価を行い、取締役会の実効性を高めるための改善につなげています。</p> <p>②取締役会から常務会および執行役員への権限を明確に割り当てることにより、グループ会社の経営の全般的な執行および業務執行についての意思決定が迅速に行われています。</p>
5. グループ管理体制	<p>①グループ会社の事業運営に関する重要事項については、管掌部門および経営企画部門が協議をした上で、当社に事前承認を得る手続きを行っています。</p> <p>②当社代表取締役会長が主催する「グループ監査役ミーティング」を開催し、同会長、取締役CFO、常勤監査役、連結管理本部長および主要なグループ会社の非常勤監査役との間で定期的に情報共有の場を持ち、グループ会社管理の実効性の向上に努めています。</p> <p>③当社およびグループ会社はリスク調査を実施し、そのリスクの特性に応じて対応策を検討しています。当社内部統制部門と当該リスクの管理部門と連携して、対応策を協議しています。</p> <p>④内部監査部門は、リスクアプローチの観点にて内部監査を実施しています。</p> <p>また、グループ会社の監査役は会計および業務監査を実施し、法令・定款の遵守に対する施策の実施状況を監査しています。</p>
6. 財務報告の信頼性を確保するための体制	<p>①財務報告に係る信頼性を確保するため、内部統制システムを整備し、当該システムが適正に機能することを継続的に評価しています。</p> <p>内部統制上何らかの問題点が発見された場合には、原因に応じて必要な是正措置を都度行っています。</p>

7. 監査役監査体制	<p>①当社監査役は、重要な意思決定および業務の執行状況を把握するために、取締役会など重要な会議に出席し、事業遂行および財務の状況、内部監査の実施状況、リスク管理およびコンプライアンスの状況等の報告を受けるとともに活発な意見交換をしています。</p> <p>②当社監査役は各種委員会に適宜参加しており、情報共有を行うとともに意見交換を積極的に行ってています。</p> <p>③監査役会および監査役は、会計監査人、内部統制・監査部ならびにグループの監査部門と次のとおり緊密な意見・情報交換を行い、互いに連携してグループ内部統制状況を監視しています。</p> <ul style="list-style-type: none">・監査役会は会計監査人から監査計画の概要の説明を受けています。（年1回）・監査役会は会計監査人から期中の半期、第3四半期レビュー報告と期末監査報告について説明を受けています。（年3回）・監査役会および監査役は会計監査人が把握した監査重点項目および内部統制システムの状況、リスクの評価について説明を受け、都度意見交換を行っています。・監査役は内部統制担当部門・内部監査担当部門他と随时、監査上の重要課題、内部統制システム（含むJ-SOX対応）の状況、リスクの評価について意見・情報交換を行い、連携をとっています。内部監査結果については、随時報告を受けています。 <p>④当社の監査役会は当該監査役会メンバーとグループ会社の監査役を構成メンバーとしたグループ監査役会を開催し、監査上の重要課題等について意見・情報共有をし、当社グループ全体の監査の充実を図っています。</p> <p>⑤当社は内部統制・監査部が組織的に監査役の職務を補助する体制を整えるなど、業務執行に対する監督と監査をサポートする体制を整えています。</p>
------------	---

4 会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社グループは、2024年に迎えた創業100周年を機に、「アソビへ懸ける品質は、世界を健やかに、賑やかにできる。」をPurpose（存在意義）として掲げました。これは、大きく変化する時代の中で当社グループが昔も今もこれからも変わりなくステークホルダーに必要とされ続ける存在であるための根幹となるものです。そして、当社グループが提供する“アソビへ懸ける品質”とは、創業以来大切にしてきた安心・安全という「おもちゃ」における品質に加え、夢や希望、絆や感性、学びや成長を育む「アソビ」という体験を通して、人々が夢中になれる時間・空間を生み出しております。日本に限らず、世界に向けて私たちの「アソビ」を届けることで、世界を健やかに賑やかにしてまいります。

変化の速い外部環境の中で、この先どんなに「おもちゃ」のカタチや、「アソビ」のシカタが変わろうとも、当社グループの生み出した商品を手にした瞬間に感じる「確かさ」という品質こそが健やかで賑やかな世界を創るものと考えております。ひいてはこれらが当社グループの企業価値向上に繋がるものと考えております。

このPurposeを実現するための第一歩として、当社グループが2030年までになりたい姿として

「Vision（Business Vision 2030/ Sustainability Vision 2030）」を定めました。

- Business Vision 2030（経済価値の向上）
高い品質とクリエイティブ性を持ち、世界中で愛される総合アソビメーカーに成長する。
- Sustainability Vision 2030（社会価値の向上）
アソビへ懸ける品質は、持続可能なウェルビーイング向上にグローバルで貢献できる。

当社は、株式の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。また、当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付行為に際し、当社株式等を売却するか否かは、最終的には当社株式等を保有する当社株主の皆様の判断に委

ねられるべきものであると考えております。しかしながら、大規模買付行為の中には、その目的等から判断して、株主の皆様や取締役会がその内容を検討し判断するために十分な情報と時間を提供することのないもの、買付条件等が当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に照らして著しく不十分または不適切であるもの等、当社固有の企業価値の源泉が理解されることなく、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に資さないものも少なくないことから、大規模買付行為により当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益が毀損される可能性も否定できません。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、Purposeに基づくVisionや戦略、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係などを十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を向上させる者でなければならないと考えております。

当社取締役会は、これらの要素を鑑みて、当社の企業価値および株主共同の利益に資さない当社株式の大規模な取得行為や買収提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、上記（1）記載の「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「基本方針」といいます）の実現のため、以下の取組みを行ってまいります。

① 「中長期経営戦略 2030」の推進による企業価値の向上の取組み

「中長期経営戦略 2030」では、価値創造モデルを新たに構築し、年齢軸・地域軸を成長ドライバーに事業機会と事業規模の拡大を図り、それらを支えるコーポレート戦略を相互に連携させることで、2030年3月期に売上高3,000億円、営業利益率10%の達成を目指してまいります。

本戦略の実現に向けた当社グループの行動が、将来に向かって当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の向上に資するものであり、株主価値の最大化につながるものであると考えております。

② 「コーポレートガバナンス(企業統治)の強化」による企業価値向上への取組み

当社では、ステークホルダーの信頼に応え、持続的な企業価値向上と透明性の高い健全な経営を実現することを経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、経営の効率化を図りつつ経営チェック機能の充実、内部統制環境の整備、リスク管理ならびにコンプライアンス体制の強化等、コーポレートガバナンスの充実に向

け取り組んでおります。

当社では、「取締役会」をグループ全体の方針・戦略の策定、重要業務の執行に関する決定および業務執行の監督を行う機関として位置づけ、取締役9名のうち5名は社外取締役とし、監査役4名のうち3名は社外監査役として、意思決定の透明性を図るとともに、「執行役員制度」を導入し経営の迅速性・効率化を図っております。また、当社では「常務会」を原則月1回以上開催し、経営全般的な執行に関する意思決定を機動的に行うとともに、「リスク/コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制ならびにリスク管理体制の充実、徹底を図っております。さらに、代表取締役の諮問機関として「アドバイザリーコミッティ」および、最高財務責任者の諮問機関としての「フィナンシャルアドバイザリーコミッティ」を設置し、業務執行の有効性、財務の信頼性等に関する幅広い助言を求めております。また、当社では、原則月1回「監査役会」を開催し、取締役の業務執行の監査に必要な重要事項の協議・決定を行っております。さらに、監査役は定期重要会議や不定期の会議等に出席し、経営の状態、事業遂行の状況、財務の状況、内部監査の実施状況、リスク管理およびコンプライアンスの状況等の報告を受けております。内部監査については、代表取締役直轄の「内部統制・監査部」が、各部門の業務遂行状況ならびにコンプライアンスの状況を監査し、隨時代表取締役および監査役会に報告しております。監査役、会計監査人、内部統制・監査部は、監査上の重要課題について意見・情報交換をし、互いに連携して当社および当社グループの内部統制状況を監視しております。

(3) 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針の概要

当社は、2022年6月22日開催の当社第71回定時株主総会において株主の皆様の承認を受け、当社株式の大規模買付行為等への対応方針（以下「本対応方針」といいます）を継続いたしました。本対応方針は、有事の際に新株予約権の無償割当て（以下「対抗措置」といいます）を行うことができる事前警告型ライツプランであり、具体的な内容は以下のとおりです。

- ① 当社が発行者である株券等の保有割合が20%以上となる買付け等（以下「大規模買付行為等」といいます）を行おうとする者（以下「買付者」といいます）は、事前に当該大規模買付行為等に関する情報を、原則当社取締役会が対象買付者に対して本必要情報のリストを提示した日から60日以内（延長上限30日間）に当社に対して提供していただきます。
- ② 当社取締役会は、有事に際し、特別委員会を設置します。特別委員会は、当社取締役会に対し、企図されている大規模買付行為等の内容に対する意見や

根拠資料、これに対する代替案等を提出するよう求めことがあります。

- ③ 特別委員会は、買付者や当社取締役会から情報を受領した後、当社取締役会からの付議を受けて、当社取締役会が当該大規模買付行為等にかかる買付内容を検討するに必要な情報のすべてが記載された書面による提案を受領した時から起算して、原則として最長90日（但し、特別委員会が合理的に必要と認めた場合は、特別委員会の決議により、30日を上限として延長することができる）以内に、買付内容の評価・検討を行い、買付者に対して対抗措置を発動すべきか否かを判断し、当社取締役会に対し勧告を行います（なお、特別委員会は、その勧告において対抗措置の発動に関して当社株主総会の承認決議を経るべき旨の留保を付することができます）。特別委員会は、必要と判断する場合には、独立した外部専門家等の助言を得ることができます。また、当社取締役会は、買付者との交渉、株主に対する情報開示等を行います。
- ④ 当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、最終的に対抗措置を発動するか否かの決議を行うものとします。なお、当社取締役会は、特別委員会がその勧告において対抗措置の発動に関して当社株主総会の承認決議を経るべき旨の留保を付した場合、原則として、実務上可能な限り速やかに当社株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議するものとします。この場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従い、対抗措置の発動・不発動に関する決議を行うものとします。
- ⑤ 買付者が、本対応方針に定める手続を遵守しない場合や当社の企業価値・株主共同の利益を明白に侵害すると認められる場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当と認められる場合には、当社は、特別委員会の判断を経た上、対抗措置の発動を決定することができます。
- ⑥ 対抗措置を発動する場合に株主の皆様に割り当てられる新株予約権には、買付者等一定の者（以下「非適格者」といいます）による権利行使は認められない旨の行使条件、および当社が非適格者以外の者から当社株式と引換に新株予約権を取得することができる旨の取得条項を付することができます。これにより、非適格者以外の株主に対して当社株式が交付された場合には、当該非適格者の有する当社株式の議決権割合は希釈化されることとなります。

本対応方針の詳細につきましては、当社ウェブサイト掲載の2022年5月10日付プレスリリース「当社株式の大規模買付行為等への対応方針（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」をご覧下さい。

※参考URL：<https://ssl4.eir-parts.net/doc/7867/tdnet/2114714/00.pdf>

(4) 上記特別な取組みおよび本対応方針についての取締役会の判断およびその理由

① 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

当社の「中長期的な会社の経営戦略」「コーポレートガバナンスの強化」等の各施策は、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を確保し、向上させることを直接の目的とするものであり、基本方針の実現に資するものです。

従って、当社取締役会は、当該取組みが、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を損ない、または当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

② 当社株式の大規模買付行為等に関する対応方針について

本対応方針は、(i)株主および投資家の皆様ならびに買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するため、事前の開示がなされていること、(ii)本対応方針による買収防衛策の導入および継続に関して、当社株主総会において株主の皆様のご承認を得ているため、本対応方針の発効および継続について株主の皆様の意思が反映されており、また、当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合には本対応方針はその時点で廃止されるものとしているため、本対応方針の存続も株主の皆様の意思に係らしめられていること、(iii)本対応方針に定める対抗措置の発動または不発動等に関する当社取締役の恣意的な判断を排除するため、有事に当社の業務執行を行う経営陣から独立した当社外取締役によって構成される特別委員会を設置することとし、その客観的な判断を最大限に尊重して本対応方針に定める対抗措置の発動・不発動を決定するものとされていること、(iv)特別委員会がその勧告において対抗措置の発動に関して当社株主総会の承認決議を経るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、当社株主総会を招集し、その決議に従って対抗措置の発動・不発動に関する決議を行うものとされていることから、対抗措置の発動・不発動についても株主の皆様の意思が反映され得ること、(v)合理的な客観的要件が充足されなければ対抗措置を発動することができないようにされていること等から、当社取締役会は、本対応方針が、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を損ない、または当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(注) 当社は、2025年5月13日開催の取締役会において、本対応方針について、これを継続せず、その有効期間が満了する第74回定時株主総会終結の時をもって廃止することを決議しました。

詳細につきましては、当社ウェブサイト掲載の2025年5月13日付プレスリリース「当社株式の大規模買付行為等への対応方針（買収防衛策）の非継続（廃止）および定款一部変更に関するお知らせ」をご覧下さい。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	3,459	6,818	66,920	△3,980	73,218
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△5,476		△5,476
親会社株主に帰属する当期純利益			16,350		16,350
自己株式の取得				△2,714	△2,714
自己株式の処分		0		116	116
土地再評価差額金の取崩			△13		△13
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	—	0	10,860	△2,598	8,262
当連結会計年度末残高	3,459	6,819	77,781	△6,578	81,481

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額							新株予約権	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 値 差 額 金	繰 返 ヘ ッ ジ 益	延 期 支 付 金	土 地 再 評 価 金	為 替 換 算 調整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調整 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		
当連結会計年度期首残高	1,682	2,348	624	22,174	△82	26,747	33	99,999	
当連結会計年度変動額									
剰余金の配当								△5,476	
親会社株主に帰属する当期純利益								16,350	
自己株式の取得								△2,714	
自己株式の処分								116	
土地再評価差額金の取崩								△13	
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	296	△1,539	0	△536	△85	△1,864	—	△1,864	
当連結会計年度変動額合計	296	△1,539	0	△536	△85	△1,864	—	6,398	
当連結会計年度末残高	1,979	809	624	21,638	△167	24,883	33	106,398	

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数
- ・主要な連結子会社の名称

35社
株式会社トミーテック
株式会社タカラトミーアーツ
株式会社タカラトミーマーケティング
株式会社キデイランド
TOMY Holdings, Inc.
TOMY International, Inc.
TOMY (Hong Kong) Ltd.

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社

株式会社タツノコプロ

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称
- ・持分法を適用しない理由

三陽工業株式会社
各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

① 連結の範囲の変更

該当事項はありません。

② 持分法の適用範囲の変更

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

- ・連結子会社のうち決算日が12月 TOMY (Shenzhen) Ltd.

- ・末日の会社 TOMY (Shanghai) Ltd.

連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

- イ. 満期保有目的債券 債却原価法（定額法）を採用しております。

- ロ. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

- ハ. デリバティブ

時価法を採用しております。

二. 棚卸資産

- ・当社及び国内連結子会社

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しておりますが、一部子会社につきましては売価還元原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

主として先入先出法による低価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産及び使用権資産を除く）

- ・当社及び国内連結子会社

定率法（ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。なお、工具、器具及び備品のうちアミューズメント機器の償却方法については定額法を採用しております。

主な耐用年数

建物及び構築物 2～65年

工具、器具及び備品 2～20年

見積耐用年数に基づく定額法を採用しております。

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

ロ. 無形固定資産

（リース資産及び使用権資産を除く）

ハ. リース資産

二. 使用権資産

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

ロ. 役員賞与引当金

ハ. 製品保証引当金

二. 製品自主回收回当金

ホ. 役員退職慰労引当金

連結会計年度末現在に有する金銭債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。

製品の品質保証に伴う支出に備えるため、過去の実績に基づいて今後必要と見込まれる額を計上しております。

製品自主回収に関する回収費用について、当連結会計年度末において必要と認めた合理的な損失見積額を計上しております。

連結子会社は、役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計

へ. 役員株式給付引当金

上しております。

「取締役向け株式交付規程」に基づく取締役への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

ト. 株式給付引当金

「執行役員等向け株式交付規程」に基づく執行役員等への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の適用要件を満たすものについては、繰延ヘッジ処理を適用しております。

ヘッジ手段…先物為替予約

ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

為替変動リスク低減のため、ヘッジ対象の一定の範囲内でヘッジを行っております。

ヘッジ手段及びヘッジ対象について、ヘッジ効果を検証しております。ただし、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する元本・利率・期間等の重要な条件が同一の場合はヘッジ効果が極めて高いことから、ヘッジ有効性の評価は省略しております。

⑥ のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、20年間で均等償却し、少額のものは発生時に一括償却しております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定期式基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主に5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異について、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主に5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

・小規模企業等における簡便法の採用

⑧ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループでは、玩具及び玩具周辺商品の企画・製造・販売を主な事業としております。これらの商品の販売については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、履行義務が充足されることから、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

顧客への商品の販売と同時に取引先より商品を仕入れるいわゆる消化仕入取引については、当該他の当事者により商品が提供されるように手配することが当社グループの履行義務であり、代理人として取引を行っていると判断しております。

国内販売においては出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から返品、リペート等を控除した金額で測定しております。リペートを付して販売する場合、取引価格は契約において顧客と約束した対価から当該リペートの見積額又は確定額を控除した金額で算定しております。なお、当社グループが代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を控除した金額で測定しております。

これらの履行義務に対する対価は、月次で顧客に請求しており、通常の支払期限は概ね120日以内となり、重要な金融要素は含まれておりません。

2. 会計方針の変更に関する注記

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

当社及び国内連結子会社は、工具、器具及び備品のうちアミューズメント機器の償却方法について、従来、定率法を採用しておりましたが、当連結会計年度より、定額法に変更しております。

当社グループでは、リース資産として取得していたアミューズメント機器を当連結会計年度より原則として自社での購入とする方針に変更しております。これを契機に、アミューズメント機器の減価償却方法を再検討したところ、安定的な稼動が見込まれることから、使用期間にわたり費用を均等に配分する方法を採用することが、アミューズメント機器の使用実態に即しており、より経営実態を適切に反映する方法であると判断したことによるものです。

なお、この変更による連結計算書類に与える影響は軽微であります。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産除却損」は、特別損失の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとした。

なお、前連結会計年度の「固定資産除却損」は4百万円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) アメリカズセグメントに関するのれんの評価

・連結計算書類に計上した金額

RC2 Corporation（現TOMY Holdings, Inc.）の持分取得により生じたアメリカズセグメントに関するのれん 当連結会計年度 5,574百万円

・識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは必要に応じて、のれんの帳簿価額の回収可能性について疑義を生じさせる事象又は状況変化がある場合に減損の判定を行っています。減損の兆候があると判断し、のれんを含む資産グループの帳簿価額が当該資産グループの使用及び最後の処分から得られる割引前将来キャッシュ・フローを超えている場合に、減損損失が計上されます。計上する減損損失の金額は、帳簿価額が回収可能価額を超過する場合のその超過額であり、回収可能価額は主に割引キャッシュ・フロー評価法を用いて決定しています。

アメリカズセグメントにおいては、中期経営計画を基に将来キャッシュ・フローの見積り及び回収可能価額の算定を実施しており、その算定は合理的に行われたものと考えていますが、新規商品の投入やコアブランドの強化のためのマーケティング施策の効果の発現、インフレーション及び米国の通商政策による影響について、不確実性が高い仮定が使用されています。また、割引前将来キャッシュ・フローにはのれんの経済的残存使用年数経過時点における他の資産の回収可能価額も含まれますが、この価額を測定する際に用いる割引率の見積りにおいては、計算手法及びインプットデータの選択にあたり、評価に関する高度な専門知識を必要とします。以上から、アメリカズセグメントをとりまく市場の動向や経済情勢により、キャッシュ・フローや回収可能価額の見積りが変動した場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、のれんの評価に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 縰延税金資産

・連結計算書類に計上した金額

縰延税金資産 当連結会計年度 2,125百万円

・識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

縰延税金資産の認識にあたり、将来減算一時差異、縰越欠損金及び縰越税額控除の一部又は全部が将来課税所得に対して利用できる可能性を考慮しています。縰延税金資産の回収可能性の評価においては、予定される縰延税金負債の取崩し、予測される将来課税所得及びタックス・プランニングを考慮しています。

当社グループでは、過去の課税所得水準及び将来の事業計画を基に縰延税金資産が計上可能な期間における将来課税所得の予測を作成し縰延税金資産を算定しており、その算定は合理的に行われたものと考えていますが、当社グループをとりまく市場の動向や経済情勢により、将来課税所得の予測は変動する可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 「土地の再評価に関する法律」（1998年3月31日公布法律第34号最終改正2001年3月31日）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、「再評価に係る繰延税金負債」を負債の部、「土地再評価差額金」を純資産の部にそれぞれ計上しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価及び路線価のない土地は、第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △474百万円

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 40,449百万円

(注) 上記には、使用権資産に係る減価償却累計額は含まれおりません。

- (3) 有形固定資産の減損損失累計額 2,431百万円

- (4) 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産

定期預金	92百万円
------	-------

計

92百万円

担保資産に対応する債務

支払手形及び買掛金	10百万円
-----------	-------

計

10百万円

- (5) 契約負債については、流動負債の「その他」に計上しております。契約負債の金額は、連結注記表「9. 収益認識に関する注記 (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報」に記載しております。

6. 連結損益計算書に関する注記

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結注記表「9. 収益認識に関する注記 (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	93,616千株	-千株	-千株	93,616千株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	3,072千株	1,000千株	107千株	3,965千株

- (注) 1. 当連結会計年度期首の自己株式（普通株式）には、「役員向け株式交付信託」に基づいて信託銀行が保有する当社株式194千株及び「執行役員等向け株式交付信託」に基づいて信託銀行が保有する当社株式239千株が含まれております。
2. 当連結会計年度末の自己株式（普通株式）には、「役員向け株式交付信託」に基づいて信託銀行が保有する当社株式153千株及び「執行役員等向け株式交付信託」に基づいて信託銀行が保有する当社株式172千株が含まれております。
3. 自己株式（普通株式）株式数の増加数1,000千株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得1,000千株及び単元未満株式の買取0千株によるものです。
4. 自己株式（普通株式）の減少107千株は、「役員向け株式交付信託」及び「執行役員等向け株式交付信託」から対象役員及び執行役員等への交付による自己株式の減少107千株によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日定時株主総会	普通株式	2,956	32.50	2024年3月31日	2024年6月27日
2024年11月12日取締役会	普通株式	2,519	28.00	2024年9月30日	2024年12月12日

- (注) 1. 2024年6月26日定時株主総会決議にかかる「配当金の総額」には、「役員向け株式交付信託」及び「執行役員等向け株式交付信託」が保有する当社株式434千株に対する配当金14百万円が含まれております。
2. 2024年6月26日定時株主総会決議にかかる「1株当たりの配当額」には、創業100周年記念配当8円が含まれております。
3. 2024年11月12日取締役会決議にかかる「配当金の総額」には、「役員向け株式交付信託」及び「執行役員等向け株式交付信託」が保有する当社株式326千株に対する配当金9百万円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

2025年6月26日開催の第74回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額	3,239百万円
・1株当たり配当金額	36.0円
・基準日	2025年3月31日
・効力発生日	2025年6月27日

(注) 2025年6月26日定時株主総会決議にかかる「配当金の総額」には、「役員向け株式交付信託」及び「執行役員等向け株式交付信託」が保有する当社株式326千株に対する配当金11百万円が含まれております。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に玩具事業を営むために必要な資金を銀行借入により調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、借入金の金利変動リスク及び外貨建債権債務決済時等の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、与信管理規程及び債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先への与信を毎期見直す体制としております。連結子会社の営業債権の状況は、定期的に本社財務部門へ報告され、期日及び残高の確認を行っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。これらは主に業務上の関係を有する企業の株式で、定期的に時価の把握を行っており、必要に応じて当社の取締役会等に報告しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金は、1年以内の支払期日です。外貨建のものは為替変動リスクに晒されておりますが、為替予約等を利用してヘッジしております。

借入金は、運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、主に将来発生する外貨建支払等に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約を利用しております。当該デリバティブ取引に係るリスク管理は、グループ資金管理方針に従って当社の経理財務室が実施しており、取引予定額、取引状況、取引残高について、必要に応じて当社の取締役会等に報告しております。また、利用にあたっては、信用リスクを軽減するために格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額769百万円）は、「(1) 投資有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	3,121	3,121	—
資産計	3,121	3,121	—
(1) 1年内返済予定の長期借入金	3,472	3,485	12
(2) 長期借入金	700	694	△5
負債計	4,172	4,180	7
デリバティブ取引（注2）	1,297	1,297	—

- (注) 1. 「受取手形」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
2. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、正味の債務となる場合は、△を付しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	3,121	—	—	3,121
デリバティブ取引				
通貨関連	—	1,297	—	1,297
資産計	3,121	1,297	—	4,418

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
1年以内返済予定の長期借入金	—	3,485	—	3,485
長期借入金	—	694	—	694
負債計	—	4,180	—	4,180

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、先物市場価格によって評価しているため、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金(1年以内返済予定の長期借入金含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの報告セグメントの収益を分解した情報との関係は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント					合計
	日本	アメリカズ	欧州	オセアニア	アジア	
玩具・玩具周辺事業						
商品の販売	178,967	30,231	7,147	2,755	15,750	234,852
その他営業収入	13,464	829	3	—	200	14,497
顧客との契約から生じる収益	192,431	31,061	7,150	2,755	15,951	249,349
その他の収益（注）	885	—	—	—	—	885
外部顧客への売上高	193,317	31,061	7,150	2,755	15,951	250,235

（注） その他の収益は、共同事業組合等からの分配金収入及びリース取引に関する会計基準に基づく賃貸収入であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (5) 会計方針に関する事項 ⑧ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	25,260
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	29,498
契約負債(期首残高)	1,442
契約負債(期末残高)	1,611

連結貸借対照表上、契約負債は流動負債の「その他」に計上しております。契約負債は、玩具及び玩具周辺商品の販売に基づいて、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で収益を認識しておりますが、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,405百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、玩具及び玩具周辺商品の販売を主な事業としており、当初に予想される契約期間が1年以内の契約のため、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって、実務上の便法を適用し記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,186円44銭
(2) 1株当たり当期純利益	182円20銭

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた当連結会計年度末の普通株式及び1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除する他、「役員向け株式交付信託」、「執行役員等向け株式交付信託」が所有する当社株式（当連結会計年度末326千株、期中平均株式数369千株）を控除して算定しております。

11. 追加情報

(役員向け株式交付信託及び執行役員等向け株式交付信託)

当社及び一部の連結子会社は、当社の取締役（非業務執行取締役を除きます。以下も同様です。）及び一部の連結子会社の取締役（非常勤取締役を除きます。以下も同様です。）を対象とする「役員向け株式交付信託」及び、当社及び一部の連結子会社の執行役員及び幹部社員（以下総称して「執行役員等」という。）を対象とする「執行役員等向け株式交付信託」を導入しております。株式交付信託については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じて、総額法を適用しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」という。）が当社株式を取得し、当社が各取締役及び執行役員等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役及び執行役員等に対して交付される、という株式報酬制度です。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末において352百万円、326千株であります。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

資本金	株主資本										自己株式	株主資本合計		
	資本剰余金			利益剰余金										
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	固定資産圧縮積立金	国庫補助金	別途積立金	緩越利益剰余金	利益剰余金合計					
当期首残高	3,459	6,050	1,106	7,157	747	101	0	12,600	28,891	42,339	△3,980	48,976		
当期変動額														
固定資産圧縮積立金の取崩						△1				1	-	-		
剩余金の配当									△5,476	△5,476		△5,476		
当期純利益									9,864	9,864		9,864		
自己株式の取得											△2,714	△2,714		
自己株式の処分			0	0							116	116		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）														
当期変動額合計	-	-	0	0	-	△1	-	-	4,389	4,388	△2,598	1,790		
当期末残高	3,459	6,050	1,106	7,157	747	99	0	12,600	33,281	46,728	△6,578	50,766		

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,664	1,528	624	3,817	33	52,827
当期変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩						-
剩余金の配当						△5,476
当期純利益						9,864
自己株式の取得						△2,714
自己株式の処分						116
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	292	△1,096	△13	△817	-	△817
当期変動額合計	292	△1,096	△13	△817	-	973
当期末残高	1,957	432	610	3,000	33	53,800

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的債券
 - ② 子会社株式及び関連会社株式
 - ③ その他有価証券
市場価格のない株式等以外

償却原価法（定額法）を採用しております。
移動平均法による原価法を採用しております。

市場価格のない株式等

- ④ デリバティブ
⑤ 棚卸資産

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

移動平均法による原価法を採用しております。
時価法を採用しております。

八

原材料及び貯蔵品

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ## ① 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法（ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。なお、工具、器具及び備品のうちアミューズメント機器の償却方法については定額法を採用しております。

主な耐用年数

建物 2~65年

工具 器具及び備品

宝額法を採用しておられます

- ② 無形固定資産
(リース資産を除く)
 - ③ リース資産

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

事業年度末現在に有する金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額を計上しております。

③ 製品自主回収引当金

製品自主回収に関する回収費用について、当事業年度末において必要と認めた合理的な損失見積額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

⑤ 役員株式給付引当金

「取締役向け株式交付規程」に基づく取締役への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

⑥ 株式給付引当金

「執行役員等向け株式交付規程」に基づく執行役員等への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社では、玩具及び玩具周辺商品の企画・製造・販売を主な事業としております。これらの商品の販売については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

国内販売においては出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から返品、値引等を控除した金額で測定しております。これらの履行義務に対する対価は、月次で顧客に請求しており、通常の支払期限は概ね90日以内となり、重要な金融要素は含まれておりません。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の適用要件を満たすものについては、繰延ヘッジ処理を適用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……先物為替予約

ヘッジ対象……外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

為替変動リスク低減のため、ヘッジ対象の一定の範囲内でヘッジを行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象について、ヘッジ効果を検証しております。ただし、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する元本・利率・期間等の重要な条件が同一の場合はヘッジ効果が極めて高いことから、ヘッジ有効性の評価は省略しております。

(6) その他計算書類作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理と異なっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

当社は、工具、器具及び備品のうちアミューズメント機器の償却方法について、従来、定率法を採用しておりましたが、当事業年度より、定額法に変更しております。

当社では、リース資産として取得していたアミューズメント機器を当事業年度より原則として自社での購入とする方針に変更しております。これを契機に、アミューズメント機器の減価償却方法を再検討したところ、安定的な稼動が見込まれることから、使用期間にわたり費用を均等に配分する方法を採用することが、アミューズメント機器の使用実態に即しており、より経営実態を適切に反映する方法であると判断したことによるものです。

なお、この変更による計算書類に与える影響は軽微であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) アメリカズセグメントに関する関係会社株式の評価

・計算書類に計上した金額

　　アメリカズセグメントに関する関係会社株式　当事業年度　27,620百万円

・識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、非上場の子会社に対する投資等、市場価格のない株式について、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、投資について評価損の認識を行っています。

アメリカズセグメントにおいて、のれんの減損の兆候の判定・減損損失の認識の要否に関する判定は、中期経営計画を基に将来キャッシュ・フローの見積り及び回収可能価額の算定を実施しております。当該見積りが変動した場合、米国会社の財政状態が悪化し、当該株式の実質価額が著しく低下する可能性があります。

(2) 繰延税金資産

・計算書類に計上した金額

　　繰延税金資産　当事業年度　1,372百万円（繰延税金負債との相殺前）

・識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識にあたり、将来減算一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除の一部又は全部が将来課税所得に対して利用できる可能性を考慮しています。繰延税金資産の回収可能性の評価においては、予定される繰延税金負債の取崩し、予測される将来課税所得及びタックス・プランニングを考慮しています。

当社では、過去の課税所得水準及び将来の事業計画を基に繰延税金資産が計上可能な期間における将来課税所得の予測を作成し繰延税金資産を算定しており、その算定は合理的に行われたものと考えていますが、当社をとりまく市場の動向や経済情勢により、将来課税所得の予測は変動する可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 「土地の再評価に関する法律」（1998年3月31日公布法律第34号最終改正2001年3月31日）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、「再評価に係る繰延税金負債」を負債の部、「土地再評価差額金」を純資産の部にそれぞれ計上しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価及び路線価のない土地は、第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △474百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 12,152百万円

(3) 有形固定資産の減損損失累計額 100百万円

(4) 担保資産及び担保付債務

該当事項はありません。

(5) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 18,801百万円

長期金銭債権 1,050百万円

短期金銭債務 46,001百万円

(6) 保証債務

下記の会社の借入等に対し債務保証を行っております。

TOMY UK Co.,Ltd. 16百万円 (104千ユーロ)

TOMY (Hong Kong) Ltd. 86百万円 (578千米ドル)

計 103百万円

(注) 外貨建保証債務については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

　　営業取引による取引高

　　売上高 75,638百万円

　　仕入高 43,896百万円

　　販売費及び一般管理費 3,372百万円

　　営業取引以外の取引高 6,207百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	3,072千株	1,000千株	107千株	3,965千株

- (注) 1. 当事業年度期首の自己株式（普通株式）には、「役員向け株式交付信託」に基づいて信託銀行が保有する当社株式194千株及び「執行役員等向け株式交付信託」に基づいて信託銀行が保有する当社株式239千株が含まれております。
2. 当事業年度末の自己株式（普通株式）には、「役員向け株式交付信託」に基づいて信託銀行が保有する当社株式153千株及び「執行役員等向け株式交付信託」に基づいて信託銀行が保有する当社株式172千株が含まれております。
3. 自己株式（普通株式）の増加1,000千株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得1,000千株及び単元未満株式の買取0千株によるものです。
4. 自己株式（普通株式）の減少107千株は、「役員向け株式交付信託」及び「執行役員等向け株式交付信託」から対象役員及び執行役員等への交付による自己株式の減少107千株によるものであります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

棚卸資産評価損	106百万円
関係会社株式評価損	10,166百万円
投資有価証券評価損	180百万円
未払賞与	439百万円
退職給付引当金	247百万円
貸倒引当金	7百万円
減価償却費	209百万円
その他	1,224百万円
繰延税金資産小計	12,582百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△11,209百万円
評価性引当額小計	△11,209百万円
繰延税金資産合計	1,372百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△802百万円
繰延ヘッジ損益	△191百万円
固定資産圧縮積立金	△45百万円
再評価に係る繰延税金負債	△485百万円
その他	△53百万円
繰延税金負債合計	△1,579百万円
繰延税金資産(負債)の純額	△206百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称 又は氏名	資本金又 は出資金	事業の内 容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員及 びその 近親者 が議決 権の過 半数を 所有す る会社 等(そ の子会 社を含 む)	司不動産株式 会社	5百万円	不動産 賃貸業	被所有 直接 7.3% (注 2)	有	土地の 賃借	賃借料の 支払 (注 6)	29	—	—
役員及 びその 近親者	富山 幹太郎 (注 1)	—	当社名 誉会長	被所有 直接 1.9%	—	—	自己株式 の取得 (注 3)	2,711	—	—
							顧問料の 支払 (注 4)	18	—	—

(2) 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	株式会社タカラトミーマーケティング	100百万円	玩具等の卸販売・ロジスティクス	所有直接100%	無	当社製品の販売等(注6) 資金の借入(注5) 利息の支払	当社製品の販売等(注6)	57,447	売掛金	8,622
							資金の借入(注5)	6,935	短期借入金	4,832
							利息の支払	50	－	－
	株式会社キデイランド	100百万円	玩具雑貨等の販売	所有直接100%	無	ロイヤリティの受取	資金の借入(注5)	7,468	短期借入金	8,308
							利息の支払	52	－	－
	株式会社タカラトミーアーツ	100百万円	カワセル玩具・玩具雑貨・アミューズメント機器などの企画製造販売、アパレルの企画製造販売等	所有直接100%	有	ロイヤリティの受取	資金の借入(注5)	10,254	短期借入金	12,630
							利息の支払	72	－	－

属性	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	TOMY International, Inc.	-	乳幼児製品・玩具等の企画・製造販売等	所有間接100%	無	当社製品の販売等(注6)	当社製品の販売等(注6)	11,644	売掛金	623
							資金の貸付	3,738	短期貸付金	3,738
							利息の受取	0	未収利息(貸付金利息)	0
	TOMY Holdings, Inc.	米ドル1	乳幼児製品・玩具等の企画・製造販売等	所有間接100%	有	資金の貸付等	資金の貸付	4,485	短期貸付金	4,485
							利息の受取	0	未収利息(貸付金利息)	0
	TOMY (Hong Kong) Ltd.	香港ドル10千	乳幼児製品・玩具等の製造	所有直接90.1%間接9.9%	無	当社製品の仕入(注6) 当社製品の製造等の委託、債務保証	当社製品の仕入(注6)	43,726	買掛金	3,410
							資金の借入	14,185	短期借入金	12,860
							資金の返済	5,503	-	-
							利息の支払	319	未払利息	29
	TOMY Asia Limited	香港ドル23,298千	玩具等の販売	所有直接100%	無	当社製品の販売等、ロイヤリティの受取	資金の借入	1,513	短期借入金	1,357
							資金の返済	2,241	-	-
							利息の支払	110	未払利息	1

- (注) 1. 富山幹太郎は、2024年6月26日の定時株主総会終了の時をもって当社代表取締役会長を退任し、同日付けにて名誉会長に就任しました。富山幹太郎と富山彰夫は親子関係にあります。
2. 司不動産株式会社は、当社名誉会長富山幹太郎及び代表取締役社長富山彰夫並びに富山幹太郎の近親者が同社の全議決権を所有しております。
3. 自己株式の取得は、取締役会決議に基づき東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により取得しており、取引価格は2024年5月14日の終値（最終特別気配を含む）によるものであります。詳細については、当社ウェブサイト掲載の2024年5月14日付プレスリリース「自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関するお知らせ」及び同15日付「自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の取得結果及び自己株式取得終了に関するお知らせ」をご覧下さい。
4. 取締役会で承認を受けた顧問契約の内容に基づき、2024年7月以降支払っております。
5. CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）による借入については、事業年度中の平均残高を記載しております。
6. 取引条件ないし取引条件の決定方針等
土地の賃借料は、不動産鑑定士の鑑定評価額及び近隣の相場を参考に決定しております。
資金の貸付については、借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。
なお、担保は受けておりません。
製品仕入及び販売、金型仕入等については、一般取引条件及び市場価格等を参考に決定しております。
7. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「9. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 599円74銭
(2) 1株当たり当期純利益 109円93銭

- (注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた当事業年度末の普通株式及び1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除する他、「役員向け株式交付信託」、「執行役員等向け株式交付信託」が所有する当社株式（当事業年度末326千株、期中平均株式数369千株）を控除して算定しております。